



令和元年 7月12日

合同会社サクシード四日市山田
代表社員 株式会社サクシードインベストメント
職務執行者 瀬古 恭裕 様

四日市市長 森 智 広



パワープラント四日市山田太陽光発電所造成事業に係る
簡易的環境影響評価書に対する意見について

平成31年3月13日に提出のあったパワープラント四日市山田太陽光発電所造成事業に係る簡易的環境影響評価書について、四日市市環境保全審議会の答申及び当該事業に対する市民の意見や要望を踏まえた上で、三重県環境影響評価条例第38条の6第1項に基づき環境保全の見地から意見を述べる。

パワープラント四日市山田太陽光発電所造成事業は、合同会社サクシード四日市山田が、太陽光発電による電気事業を実施することを目的として、四日市市山田町、北小松町地内の19.4haを事業実施区域とし、そのうち12.0haを改変し、10.4MWの太陽光発電設備を設置する事業である。

本事業の面積は、簡易的環境影響評価の要件である10ha以上20ha未満に該当するものの、わずかな面積の増加で20haを超え、限りなく環境影響評価（本アセスメント）の対象に近い面積であるため、開発による環境影響を重く認識し、特段の環境配慮に努めるべきである。

また、本事業は四日市市の貴重な森林伐採を伴うものであり、二酸化炭素の吸収源となっている緑と貴重な動物の生息空間を喪失することとなる。事業の実施により、市内の森林面積の減少は避けられないが、できる限り森林を多く残すことを強く求める。

さらに、森林の適正な管理を実施することで、その質を向上させることや、調整池の水辺空間における生物への配慮を通して、事業実施区域内に生息する生物を保全することを強く求める。

市民等に対しては、適切な情報の提供に努めるとともに、特に周辺住民に対しては、具体的にかつ丁寧に説明を行い、事業に関する苦情が寄せられた場合は誠意を持って速やかに対応することを必須とする。また、雨水排水や獣害等の影響も鑑み、河川の下流にあたる地区も含め幅広い地域に対し同様の配慮及び対応を行うこと。

事業者は、措置報告書の作成に当たっては、次の点を踏まえ、適切な対応をとっていただきたい。

なお、令和元年7月8日付けで、「事業内容等修正届出書」が提出されたことについてであるが、希少なムヨウラン類の生育が多く確認された南東側一帯のエリアを改変せず残地すべきとする本市環境保全審議会における意見が尊重されたものであり、一定の評価をするもの

の、事業計画の変更に伴い、北西側のエリア内においては、当初残存する計画であった緑地の一部がパネル敷地となっている。この変更に伴う環境影響については、改めて調査するとともに、高効率のパネルを用いる等により、可能な限り残存緑地を確保するよう検討すること。

また、計画変更の届出時期が市長意見提出期限の間際であったため、修正後の事業計画に対して、本市環境保全審議会で調整池や排水路等に関する専門的な審議を行うことができなかったことは遺憾である。修正後の事業計画に対する専門的な審議は、三重県に委ねることとなるが、今後事業を進める上において、本市への速やかな情報提供について十分配慮されたい。

(個別的事項)

1 大気質

- (1) 事業実施区域は、自動車NO_x・PM法の対策地域に指定されているため、最新の排出ガス基準に適合した車両等を優先的に使用するなどの配慮をすること。また、工事の際は、稼働が集中しないように平準化を図り、アイドリングストップ等を徹底すること。
- (2) オフロード車両についても、最新の排出ガス基準に適合した車両を優先的に使用するよう努めること。

2 騒音、振動、低周波音

- (1) 低騒音、低振動型の車両等を使用するとともに、工事車両や重機だけでなく、チェーンソーなどの小型の機械による騒音、振動についても周辺環境への影響を最小限にするよう努めること。
- (2) パワーコンディショナー等の配置については、電磁波及び低周波音による近隣住民への影響を考慮すること。
- (3) 低周波音については、「低周波音問題対応の手引書」(平成16年、環境省)を用いて評価をしているが、本手引書には、「環境アセスメントの環境保全目標値として策定したものではない」という留意事項がある。低周波音に関する感覚については個人差が大きいため、その点を十分考慮し、参照値以下であっても十分な対策を講ずること。

3 水質、地下水の水質及び水位、地形・地質、土壌

- (1) 本事業地は、水沢扇状地の最下流部にあたる扇端湧水帯のひとつであるため、表面から浸透してくる地下水だけでなく、上流から流入してくる地下水の流動や湧出量について十分考慮すること。そのために更なる調査を実施し排水経路の計画を示すとともに、調整池については昨今のゲリラ豪雨等の想定外の事象に対応できるよう、余裕のある容量を確保し、最適な場所に設置すること。
- (2) 施設の供用時に除草等を実施する場合は、除草剤等の薬品は使用しないこと。
- (3) 森林を伐採することによって、保水力が減少すると予測されるため、可能な限り保水力が維持されるように配慮すること。

4 陸生動物

- (1) レッドデータ等で指定されていない普通種や、文献に記載があるものの調査では見つからなかった生物についても、生物多様性確保の観点から、生息環境の保全措置をできる限り検討すること。
- (2) 森林伐採により陸生動物の生息地が減少し、野生獣類による周辺地域の生活環境や農作物等への影響が懸念されることから、地域の声を聴いて積極的に駆除等の適正な防止策を講ずること。

- (3) 地表又は地中を徘徊する昆虫や小動物などの生き物の移動経路を確保するため、パネル設置面等を含む事業実施区域内の草地が分断されることのないように連続性を担保すること。
- (4) 事業実施区域1 km圏内にある森林では、サシバやオオタカの営巣及び飛行が確認されているため、現地調査等の更なる調査を実施し、調査の結果、本事業地内において、活動が営まれている場合には、その保全に積極的に努めること。また、確認されない場合においても、将来的に猛禽類の生息や餌場利用に適した環境になり得るよう配慮すること。

5 陸生植物

- (1) 残地する南東側エリアにおけるムヨウラン類の生育環境に十分配慮するとともに、改変する北西側エリアに生育が確認されたムヨウラン類についても可能な限り南東側エリアへの移植を検討すること。
- (2) 森林の整備にあたっては、植生の遷移を考慮し、地元研究者や学識経験者と相談の上、緑化に関するロードマップを策定し、樹種の選定を行うとともに、竹林等はできる限り伐採すること。竹林の伐採後は、早期に在来種で植栽し、その育成に努めること。
- (3) ヤナギイノコヅチの個体移植など保全措置を実施する際には、その効果に不確実性が残るため、地元研究者や学識経験者等からの意見を踏まえ、生育環境に十分配慮したものとすること。
- (4) 残置森林及び造成森林の保護又は管理については、森林法に基づく林地開発の許可条件として本市と協定を締結することになるが、その協定書には、簡易的環境影響評価書及び措置報告書等の内容を踏まえて、具体的な維持管理方法を示すこと。

6 水生生物

- (1) 調整池については、最新の知見を踏まえ、自然工法を採用するなど生物の生息空間となるよう十分な検討を加えること。また、調整池の管理をする際には、生物への影響が少ない時期に実施する等の配慮をすること。
- (2) 事業地周辺の水生生物への影響に配慮して、造成工事中を含め濁水の流出防止策を講じること。

7 生態系

- (1) 地域を特徴づける生態系の注目種の上位性としてサギ類を挙げているが、森林生態系の最上位種であるオオタカ等の猛禽類に変更することも検討すること。また、森林の維持管理にあたっては、地元研究者や学識経験者と相談の上、人の手を加える部分と自然の遷移に任せる部分を十分に検討し、そのロードマップを策定すること。
- (2) 開発区域境界には、防犯・安全管理のためフェンスを配置するとあるが、事業実施区域外との連続性を担保するため、その配置については、敷地境界ではなく、パネル設置場所と樹林帯との境界付近に設置することを検討し、事業実施区域周辺に生息する動物

等が樹林帯を移動できるように配慮すること。

- (3) 特定外来生物が発見された場合は、速やかに駆除すること。
- (4) 植栽等を実施する場合には、地元研究者や学識経験者等と相談の上、外来種の導入は避け、在来種を選定すること。
- (5) 今回の調査で知り得た動植物の情報は、普通種も含め確認種リストとして措置報告書にて示すこと。
- (6) 事業の供用開始後も、定期的にモニタリングを行うとともに、地元研究者や学識経験者等と連携して、事業地内に生息する生物を保全するよう努めること。

8 歴史的文化的な遺産

事業地内の大坪遺跡では、平成30年度に試掘調査を実施、また事業地が1万㎡以上のため分布調査も実施し、埋蔵文化財は確認されなかった。しかし、埋蔵文化財は工事中に不時発見される場合があるため、もし、工事中に発見された場合は現状を変更することなく、速やかに市の教育委員会へ連絡すること。

9 景観

事業の実施にあたっては、「景観法」及び「四日市市景観条例」を遵守し、周辺住民が知覚する里山の景観が保全されるように配慮すること。

10 廃棄物

- (1) 伐採により発生した木の有効利用について検討すること。
- (2) パネル等の廃棄物が発生した場合は、有効利用を含め、関係法令に基づいて、速やかに適正な処理を行うこと。
- (3) 太陽光発電設備を廃棄処分する際には、有害物質の漏えいが発生しないように対策を講じるとともに、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（環境省）」を参照すること。

11 温室効果ガス等

- (1) 重機の稼働及び資材運搬車両等の走行によるCO₂の排出量を低減するため、作業の効率化を検討すること。
- (2) 高効率のパネルを設置することにより、可能な限り緑地を多く確保するように検討すること。

12 その他

- (1) 自然災害、その他の事由により当該事業に被害が生じた場合には、周辺環境への影響を最小限にとどめ、速やかに復旧又は撤去すること。
- (2) 自然災害や事故、機器の故障等が発生した場合に備えて、速やかに対応できるように、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成するなどの措置を

とるとともに、周辺住民の不安を払しょくするため、事前に説明を行うように努めること。

- (3) 発電設備を廃止した場合は、その跡地についてそのまま放置せず適切な措置をとるとともに、廃棄物の適正処分の徹底及び最大限のリサイクルを行うものとし、発電設備の撤去及び処分費用を事業の収益等から計画的に確保しておくこと。
- (4) 太陽光発電設備の設置による温度及び反射光等の周辺地域への影響に配慮すること。特に、事業予定地より高台にある南西側の事業所については、隣接した残地森林内の竹林を伐採した場合、反射光等の影響を受ける可能性があるため、十分な配慮に努めること。また、施設供用後においても、最も影響が大きくなる季節等を考慮した上で、樹林帯の内外においてモニタリングする等、周辺環境への影響の配慮に努めること。
- (5) 国の「事業計画策定ガイドライン（資源エネルギー庁）」を遵守するとともに、日常的な目視や定期的な保守点検を適切に実施すること。
- (6) 「四日市市太陽光発電施設設置ガイドライン」を遵守するとともに、同ガイドラインに基づき、本市との環境保全協定を締結すること。
- (7) 工事期間中、工事車両及び搬入車両の通行については、朝夕の通勤・通学時間帯を極力避けるとともに、車両の運行ルートについても通学路に配慮すること。
- (8) 太陽光発電設備に附帯する蓄電池設備（定格容量と電槽数の積の合計が4,800アンペアアワー・セル未満のものを除く）を設ける場合は、消防法令上に基づき、四日市市火災予防条例の規制（建物との離隔距離、標識など）を受けることになるため遵守すること。
- (9) 火災発生時に消防車両が接近できる道路を確保するとともに、消防用の水利を確保すること。消防活動用通路については、幅員概ね1m、パネルとの距離が2.4m以内となるよう配置するとともに、消防隊の接近が容易であるように考慮し設計すること。
- (10) 事業区域周辺の農業用排水施設の有する機能や営農条件に支障を生ずることのないよう、地域農業者等との調整を十分図ること。
- (11) 供用開始後には、市内の環境活動団体等と連携し、地球環境や自然環境の保全等の環境学習に協力すること。